

斜里町広報紙広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、斜里町が発行している広報紙への広告掲載について、斜里町広告掲載要綱（平成20年4月1日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第2条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、斜里町広告掲載申込書（別記第1号様式）を掲載希望する広報紙の発行月の前月（複数号に連続して掲載を希望するときは、その最初の発行月の前月）の10日までに、町長へ提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込みがあったとき、その内容を審査し、斜里町広告掲載決定通知書（別記第2号様式）により、申込者へ通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第3条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町が指定する形式により広告主の負担で作成し、町が指定する期日までに、広告原稿を提出しなければならない。

(広告内容等)

第4条 掲載する広告のデザイン、内容等は、広報紙のイメージを損なうことがないように広告主と調整して掲載するものとする。

2 掲載する広告にイラスト、写真、ロゴマーク等を使用する場合は、広告主において著作権及び肖像権の確認を行うものとし、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。

(広告掲載の位置及び掲載枠等)

第5条 広告を掲載する位置は広報紙面内の町長が定める位置とする。

2 広告を掲載する枠数は、広報紙1号につき、10枠以内とする。

3 前項の1枠の規格は、縦4.8センチメートル×横8.8センチメートルとする。

(広告掲載の制限等)

第6条 広告は、広報紙1号を単位として最長で12号まで連続して掲載することができる。ただし、町長が特に認めた場合は、12号を超えて連続して掲載することができる。

2 広報紙1号あたりの広告掲載枠の割り当ては、1団体等につき1枠とする。ただし、当該広報紙の広告が10枠に満たないときは、満たない枠数の範囲で1団体等が複数枠に掲載することができるものとする。

(広告の掲載料及び納付等)

第7条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 町内に事業所等を有するもの 1号あたり1枠 8,000円
 - (2) 前号以外のもの 1号あたり1枠 10,000円
 - (3) 広告を連続で掲載する場合には、12号目の掲載料を減額する。以降、12号目ごとに同様の減額を行うものとし、その減額金額は前2号の規定による額とする。
- 2 掲載料は、広告掲載後1号分ごとに納付しなければならない。ただし、広告主から申し出があった場合には、その年度分の掲載料を一括で納付することができるものとする。
- 3 掲載料は、町長の指定する期日までに納付しなければならない。

(広告掲載の募集)

第8条 広告掲載の募集は、広報紙、ホームページなどの広告媒体を活用して行うものとする。

(広告掲載の取消)

第9条 町長は、次の各号に該当する場合は、当該広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 指定する期日までに広告主が原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主または広告内容等が不相当と判明したとき

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、公表の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、公表の日から施行し、令和3年2月1日から適用する。

附 則

この要領は、公表の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。